

# 市民の声が市政を動かす 介護保険料すえおき方針案!

現在、福山市は2018年度から2020年度までの「第7期介護保険事業計画」を策定中です。

市は14日、社会福祉審議会・老人福祉専門分科会で2018年度から3か年の介護保険料の引き上げを行わない方針(案)を示しました。

これは、「保険料が高すぎて払えない」と引き下げを求める市民の声を反映させたものです。



## 声

### 介護保険料についての主な意見

- 収入に対して、介護保険料が高すぎる
- 介護保険料は上げないでほしい
- 年金額は決まっているなかで保険料の値上げは避けたい
- 年金生活者には今の介護保険料は高すぎる

福山市高齢者の暮らしについての実態調査報告書  
(2017年11月)

## 署名を集めて さらなる 引き下げを!

今回のすえおき方針は評価できますが、介護保険が始まった2000年当初に比べ、保険料(年間基準額)は、3万8200円から7万400円へと約2倍に引き上げられてきました。

保険料の引き下げや減免制度の拡充、利用料の負担軽減が強く求められます。

署名など運動を広げ、安心の介護保険制度を実現しましょう。

日本共産党市議団は引き続き、議会論戦とともに市民のみなさんと力をあわせて頑張ります!

### 所得段階別の介護保険料(65歳以上)第7期改正案

段階	対象となる人	料率	年間保険料
1	・生活保護を受けている人及び老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	×0.5	35,200円
	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額が合わせて80万円以下の人		
2	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額が合わせて80万円超120万円以下の人	×0.7	49,300円
3	世帯全員が市民税非課税世帯で、保険料段階が第1~2段階以外の人	×0.75	52,800円
4	本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税を課税されている人のうち、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額が合わせて80万円以下の人	×0.83	58,400円
5	本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税を課税されている人のうち、保険料段階が第4段階以外の人	基準額	70,400円
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.12	78,800円
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	×1.25	88,000円
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	×1.5	105,600円
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	×1.65	116,200円
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	×1.8	126,700円
11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	×1.95	137,300円
12	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	×2.1	147,800円



福山市霞町3-4-25-401  
電話 084-922-2815